

「福祉行政の課題」に関する区職員調査結果

概要	全文
1 新長期計画策定時に把握した区民・団体意見の活用	新長期計画の策定にあたっては、区民会議において福祉や地域コミュニティ等に関するご意見を多数頂戴したほか、福祉団体へのヒアリングも行うなど、課題の把握に努め長期計画
2 新長期計画との整合性の確保	に反映したところである。江東区地域福祉計画の策定にあたり、長期計画との整合性に留意されるとともに、長期計画策定の過程で頂いたこれらのご意見を改めて参考にしていただ
3 孤独死や8050問題等、支援が必要な対象者の把握とアウトリーチ型の支援体制の構築	・孤独死や今後深刻化していく8050問題など、支援が必要な対象者の把握と、それらへのアウトリーチ型の支援体制の構築
4 認知症高齢者への総合的な対応（徘徊、財産管理、権利擁護、施設整備）	・認知症高齢者への総合的な対策（徘徊、財産管理、権利擁護、施設整備）
5 福祉行政のICT化の研究と積極的な導入	<p>「福祉行政のICT化」</p> <p>国や都、先行する市区町村では、福祉、医療、介護の分野で新たなテクノロジーの導入による課題解決を図っている事例が散見されます。本区においても、以下にみられる福祉分野のICT化について研究し、有用と思われるテクノロジーを積極的に導入、推進する必要があります。</p> <p>課題① 在宅医療・看護・介護の切れ目のないサービス提供 課題② 在宅医療・介護サービスの充実 →地域包括ケアプラットフォームの構築・運用</p> <p>機能① PHR (personal health record) →区民の住民情報と医療・介護・検診データを紐づけ、集約して一括管理</p> <p>機能② EBPM (evidence based policy making) →PHRの結果を分析し、地域ニーズを把握し、施策立案に活かす →最新テクノロジーの政策的誘導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護ロボット ・睡眠レベルセンサー ・介護記録カルテ省力化プラットフォーム
6 介護離職への対応（仕事と育児・介護の両立支援）	男女共同参画KOTOプラン-改訂版-（第6次江東区男女共同参画行動計画）における課題の一つに仕事と育児・介護の両立支援を掲げています。最新の男女共同参画に関する意識実態調査では介護休業を取得したことがある割合が1.1%、介護休暇を取得したことがある割合が3.0%と少なく、企業の中核人材流出につながる介護離職と併せて対策を検討する必要があります。なお、男女共同参画推進センターではこのプランに基づき、仕事と介護の両立支援の啓発講座を行っています。
7 ひきこもり対策は、青少年期に限らず全年齢を対象とすることから、関係課の連携や組織改正も視野に入れた全庁的な対応が必要	<p>・ひきこもり対策について</p> <p>現在、青少年課ではひきこもり対策として相談業務を中心とした「こうとうゆーすてっぷ」（青少年相談事業）を実施している。近年、ひきこもり当事者の高齢化による8050問題が顕在化するなど、青年期に関わらず全年齢を対象としたひきこもり対策が求められている。しかし、青少年課が全年齢を対象としたひきこもり対策事業を実施するには組織上の検討が必要であり、利用者にとっても50～60才のひきこもり相談のために「青少年課」にアプローチを行うのは抵抗があると思われる。福祉事務所、保健所等とも連携し、組織改正等も視野に入れつつ、区としての対策を図っていく必要があると考える。</p>
8 再犯防止対策についても、ひきこもり対策同様に組織上の検討が必要	<p>・再犯防止の取り組みについて</p> <p>平成28年施行の再犯の防止等の推進に関する法律では、再犯防止等に関する施策について、地方公共団体にも努力義務が明記された。これを受け、都も再犯防止計画策定のため、平成30年度より検討会を立ち上げており、区市町村も計画の策定及び実施が求められている。現在、青少年課が保護司会への支援や青少年問題協議会などを所管しているため、再犯防止に関する取り組みに近い部局と見なされているが、ひきこもり同様、再犯防止対策は青少年のみを対象とするものではないため、組織改正も視野に入れつつ、区として総合的な再犯防止の取り組みを行っていくべきと考える。</p>
9 福祉関係の相談や手続を、本庁に行かず豊洲出張所でも可能にして欲しい（区民要望）	高齢者・障害者・子ども・生活困窮者の相談や手続きは、ほぼ本庁へ行かないとできないため、地域住民からは本庁と同様に豊洲特別出張所で取り扱ってほしいという要望が寄せられています。

10	民生・児童委員の欠員対策について、区としても対策をとってきたが、充足率85.6%（令和2年7月1日時点）にとどまっており、今後も欠員解消に向けた取組の検討・実施が必要	1【民生委員・児童委員の欠員について】 民生委員は、地域住民の広範にわたる福祉に関する相談（生活、高齢者や子ども、障害に関する相談等）に応じ、区役所や関係機関につなぐなど、地域福祉の担い手として必要な支援を行うという重要な役割を担っている。 しかしながら、本区においては定数に対する充足率が85.6%（令和2年7月1日現在）にとどまっている。区としても、これまで欠員対策を実施してきたが、今後も継続的に欠員解消に向けた取組を検討・実施していく必要がある。
11	【課題】高齢者人口が増加する一方でケアマネジャーやヘルパーなどの介護人材が十分確保されていない 【取組】福祉人材の確保・育成支援	2【課題】高齢者人口が増加する一方でケアマネジャーやヘルパーなどの介護人材が十分確保されていない 【取組】福祉人材の確保・育成支援
12	【課題】介護サービス利用者から介護サービス事業者への苦情が多く寄せられている 【取組】利用者が安心して介護事業者を選択できるような支援（第三者評価等）	3【課題】介護サービス利用者から介護サービス事業者への苦情が多く寄せられている 【取組】利用者が安心して介護事業者を選択できるような支援（第三者評価等）
13	【課題】ケアハラスメント。利用料金を支払うと「お客様」だと思ってしまう 【取組】利用者に「自立支援」であることを理解してもらう。	4【課題】ケアハラスメントー利用料金を支払うと「お客様」だと思ってしまう ケアを受けることが上手くなってほしい 【取組】利用者に「自立支援」であることを理解してもらう
14	【課題】各長寿サポートセンターの質にばらつきがあり、本来地域ケア会議で行うべき業務（ケアプラン支援会議）が体制不十分等の理由で行えていない 【取組】長寿サポートセンターも含めた介護事業者の育成支援	5【課題】各長寿サポートセンターの質にばらつきがあり、本来地域ケア会議で行うべき業務（ケアプラン支援会議）が体制不十分等の理由で行えていない 【取組】長寿サポートセンターも含めた介護事業者の育成支援
15	【課題】地域福祉の担い手の不足 【取組】情報や参加する機会を増やす仕組みづくり	6【課題】地域福祉の担い手の不足 ・町会役員や民生委員等同じ人がいくつもの役を担っている ・得意分野等協力したいと思っている人への情報提供や機会が十分に活かされていない 【取組】情報や参加する機会を増やす仕組みづくり
16	【課題】子ども・障害者・高齢者等各分野の連携不足 【取組】地域ごとに各分野（子ども家庭支援センター、長寿サポートセンター等）の機能強化を図ると共に、企業も含めた地域会議を開催し、連携強化を図っていく	7【課題】子ども・障害者・高齢者等各分野の連携不足 ・各分野がバラバラに活動している ・行政への依存度や制約が高く、主体的に活動できていない 【取組】地域ごとに各分野（子ども家庭支援センター、長寿サポートセンター等）の機能強化を図ると共に、企業も含めた地域会議を開催し、連携強化を図っていく
17	介護認定に関する諸課題	
18	居宅介護支援事業所の減少	8【介護認定について】 ・介護認定の遅延により、ケアマネジャーが暫定ケアプランを作成せねばならず、手間が増えている。 ・総合事業対応可能な通所介護事業所が少ない。状態像は要支援レベルであるにも関わらず、通所介護の利用目的で要介護認定を希望するケースが増えている。 ・土日に要介護認定申請を受け付けてもらえない。毎月1日が土日の場合、要介護認定区分変更申請をすると、2つの介護状態についてのケアプランを立てなければならず、大変である。
19	臨海部に介護サービス事業所が少ない	9【介護保険の居宅介護支援事業所の減少】 居宅介護支援事業所の管理者要件を主任介護支援専門員として、ケアマネジメントの質の向上をめざしたが、主任介護支援専門員の配置は進まず、事業所数も減少している。
20	介護サービス事業所では慢性的な人手不足に対応するため、人材紹介業者に紹介料を支払い対応している状況	10【介護事業所の地域偏差】 臨海部に介護サービス事業所が少なく、隣接区の事業所を利用しているケースもある。新規開設の相談も少ない。
21	マンション等の新住民を中心に「つながり」を求めない区民も一定数いると考えられ、特に臨海地域等において、地域共生社会のコンセプトが受け入れられるか疑問。丁寧な説明や協議が必要	11【介護業界の人手不足】 介護サービス事業所では、介護職員の求人を行っても人材が集まらず、慢性的な人手不足の状態となっている。人材紹介業者に紹介料を支払い、人手不足を補っている。 12【社会福祉法改正について】 「断らない相談体制」の構築が求められており、縦割りを排した総合相談窓口の具体化が課題
22	コロナ禍においては、人が集まる地域ワークショップ等の手法による地域課題の把握やキーパーソンの発掘を行うことが困難であるため、新たな住民参加の手法の検討が必要	13【地域特性に合わせたきめ細かな対応】 コロナ禍においては、各地域の中に入りWS等を通じて地域課題の把握やキーパーソンの発掘すること等が困難である中、どのように関係性を構築しつながり作りを進めていくべきか検討を要する。
23	人との物理的距離が求められる社会における福祉（密接なつながりや寄り添った支援等）のあり方について、関係者のコンセンサスを、区職員と共有することが必要	14【地域のコンセンサス】 マンション等の新住民を中心に「つながり」を求めない区民も多いと考えられる。特に豊洲地区において、地域のつながりの重要性や地域共生社会の実現を区民に受け入れてもらえるのか疑問
24	人材育成や地域課題の共有等、様々な場面においてICTを活用することが有効になってくる。ハード・ソフトの両面でICT活用のためのインフラ整備が必要	15【職員の育成】

25	複合的な課題を抱える区民等に対し、現状は職員が個別に関係各課と調整を図る属人的対応となっており、今後は関連部署の更なる連携強化や総合相談窓口設置による組織的な対応が必要	複合的な課題を抱える区民等に対し、現状は職員が個別に関係各課と調整を図る属人的対応となっており、今後は関連部署の更なる連携強化や総合相談窓口設置による組織的な対応が必要
26	区職員（事務職）の福祉分野における専門性や知識が不足しており複雑課題を抱える区民への対応が困難になっているため、職員を体系的に育成する仕組みの構築が必要	1 6 【ICTの活用】 人材育成や地域課題の共有等、様々な場面においてICTを活用することが有効になってくる。ハード・ソフトの両面でICT活用のためのインフラ整備が必要
27	高齢者福祉施設（福祉会館、ふれあいセンター、グランチャ東雲）の位置づけが不明確であり、地域福祉への貢献度は定かでない	1 高齢者福祉施設（福祉会館、ふれあいセンター、グランチャ東雲）は、包括ケアサービスや地域福祉上の位置づけが明確でないため、区民の課題に個別に対応しているものの、各施設の活動が地域の福祉に貢献しているか見えずらい状況にあると考えている。特に福祉会館は、利用者数はあるが、分かりやすい業績を示しづらい。
28	新型コロナウイルス感染症への恐れから、地域の見守りや助けあいといった互助の意識が大きく揺らいでいる	2 コロナウイルス感染症の蔓延に起因し、感染症への恐れから、地域の方々に地域で支える（見守る）意識が大きく揺らいでいる。
29	地域の見守り人材やその予備軍の年代において、働き続ける選択をする人が増え、ボランティア等の担い手が今後減少していく	3 見守り人材及びその予備軍の年代が、退職の延長や年金支給の繰り延べにより、働き続ける選択をする人数が増え、ボランティア等の担い手が、今後減少していく。
30	江東区の人口構造及び将来人口推計を踏まえた中長期的な行政需要に対する各種サービスの提供とそのための財政基盤の確保	1 江東区独自の人口構造、人口推移を中長期的に見据えた需要に対する各種サービスの提供と財政基盤の確保が課題と考える。また、新型コロナウイルス感染症に代表される新たな疫病とその対策などを取り入れた生活環境の整備や住民相互のつながりづくりを、どこまで自治体の責務として進めていくかについて議論を深める必要があると考える。
31	新型コロナウイルス感染症の蔓延を踏まえた生活環境の整備や、区民相互のつながりづくりをどこまで区の責務とするかについて議論すべき	2 ご近所づきあいが希薄である中、地域共生社会の構築に向け、住民誰もが相互に支えあう仕組みを構築する仕掛けづくりをどのようにおこなっていくか。 3 既存の地域資源を活用するのが重要であるが、高齢者のための「地域の通いの場」の場所や活動内容を把握している部署がない。まずは、「地域の通いの場」を広く区民に周知し、身近に出向いていく場所がある、ということを知ってもらう取り組みが必要である。
32	近所づきあいが希薄な中、地域共生社会の構築に向け、住民誰もが相互に支えあう仕組みづくりをどのように行っていくか	4 行政として、住まい・医療・介護・予防・生活支援の5つをバランスよく組み合わせ、高齢者の自立した生活を支えるためには、厚生労働省が、高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的に、地域において生活支援および介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす役割として設置を求めている「生活支援コーディネーター」を、より細かな地区単位で配置し、地域のニーズを把握した上で、住民とともに互助の仕組みを構築していく必要がある。
33	高齢者のための「地域の通いの場」のような地域資源を把握している部署がない。まずは、そうした場があることを区民に認知してもらう取組が必要	5 総合事業の担当課が複数にまたがっているため、総合事業全体の方向性を決める評価指標がない。 6 無関心層への普及啓発方法について、検討する必要がある。
34	「生活支援コーディネーター」をより細かな地区単位で配置し、地域ニーズを踏まえ住民とともに互助の仕組みを構築	7 2025年、その先の2040年、介護サービス需要の更なる増加・多様化に対応するためには、ケアマネジャーがその役割を効果的に果たしながら質の高いケアマネジメントを実現することにほかならないと考える。自立支援・重度化防止を図る質の高い公正中立なケアマネジメントこそが介護保険制度の安定的な維持に不可欠である。よって、行政としては、質の高い公平中立なケアマネジャーを育てることが急務になる。具体策の一つとして、AIを活用してケアプランの分析・評価を行い、ケアマネジャーにフィードバックしていく方法が有効と考える。AIによって利用者の今後が見えるようにするため、重度化のリスクも最小限にすることができる。
35	総合事業の担当課が複数にまたがっているため、総合事業全体の方向性を決める評価指標がない	8 長寿サポートセンターは、保健師・主任介護支援専門員・社会福祉士の法定三職種の配置が義務付けられているが、定数割れ・三職種が揃わないセンターが増えている。総合相談をはじめ専門性の高い相談に応じられるよう、専門職の安定的な確保や離職を防ぐような仕組みづくりが課題と認識している。
36	地域福祉への関心が薄い層への普及啓発方法について検討が必要	9 長寿サポートセンターの機能強化に向けた取り組みについて研究を深める必要がある。将来的に、地域共生社会の実現に向けた取組における「総合相談窓口の設置」等の展開を睨んで、現在の分野別相談機関の在り方を整理するとともに今後の方針を明確にする必要がある。
37	質の高い公平中立なケアマネジャーの育成が急務であり、具体策の一つとしてAIの活用が有効	
38	長寿サポートセンターに義務付けられている法定三職種が揃わないセンターが増加。専門職の安定的な確保と離職予防の仕組みづくりが必要	
39	地域共生社会の実現に向けた取組における「総合相談窓口の設置」等の展開を見据え、現在の分野別相談機関のあり方を整理するとともに今後の方針の明確化	

40	高齢者、障害者、こども、生活困窮者等の各分野の連携を強化するため一体的な施設を整備	こども園（保育、幼児、学童一体）、障害者、高齢者、生活困窮者の連携を深めるよう一括した施設を建てる
41	生活保護受給者の介護保険料（生活扶助費に加算）の滞納は公平性の観点から問題であり、福祉事務所との連携のもと口座振替を推進する等により早急な改善が必要	介護保険では所得が一千万以上の高額滞納者、生活保護受給者（保険料が支給されている者）で長期滞納者が存在する。対策として口座の差し押さえ等の法的手段を実行する必要がある。生活保護受給中の介護保険料は、生活扶助費に加算されて支給されているため、納付義務を履行していれば滞納は生じない。しかし、実際には相当数（三年間で20件程度）存在している。 また、同じ「宿泊施設」に入居している保護受給者の中には、保険料を納付している人と未納の人が混在しており、不公平な状態が生じているため何らかの対応策および早急な改善が必要である。 そのためには、福祉事務所の協力関係のもと、確実な徴収効果が見込める口座振替による納付を強力に推進する等、滞納の解消を図っていく必要がある。
42	要介護認定調査の受託事業所が年々減少しており、ケアマネジャーの確保や委託料の増額が喫緊の課題	介護保険課調査係の主要業務は要介護認定調査である。江東区の認定調査件数の3分の1は民間の居宅介護支援事業所に委託している。 事業所所属のケアマネジャー（CM）が必要な研修を受講することにより認定調査業務を行えるが、年々業務を受託する事業所が減少している。 この理由としてCMの人材不足や委託料が廉価であることが挙げられ、CMの人材確保及び委託料の増額が課題となっている。 これらに対する必要な取り組み及び問題点・解決策は次のとおりである。 1点目は、CMの報酬額の増額を行うことである。CMの報酬額は全産業平均よりも低くこの格差の解消が必要である。そこで、居宅CMが対象となっていない特定処遇改善加算の対象化を国へ働き掛ける。 2点目は、各事業所へのCMの就職促進施策を増強する。長寿応援課で実施している福祉のしごと相談会や介護業界就労促進研修事業を拡大発展させる。例えば、福祉のしごと相談会にて就職決定した者へ支給している就労準備金の増額や地方都市での人材確保または外国人技能実習生の受け入れ環境の整備がある。 3点目は、CMの社会的地位の向上を図ることである。CMや介護業界に携わる人材をサービス利用者自身が「お手伝いさん」と認識している事例が多々ある。また、若者の就職先としても魅力的ではない。これらを解消するため、各種学校や企業・町会において介護サービスは必要不可欠であり、誰もがいつかは必要なものであるという啓発活動が必要である。 以上を遂行することにより介護業界の人材確保がなされ、認定調査の担い手を増やすことが可能となる。
43	区や相談窓口の「縦割り」のため、複雑な課題を抱えた区民を「たらい回し」や「取りこぼし」する状況があり、区の福祉部門の組織再編や福祉総合相談窓口の地域ごとの設置について検討が必要	1. 縦割りを廃した分野横断的な相談支援体制の構築 例えば、8050問題では親の介護、こどもの精神疾患や引きこもり、世帯の生活困窮、医療的ケアが常時必要なこども支援では、乳児期の在宅医療体制から保育園の入園や学校の就学時の調整など、問題やニーズが多岐に渡る、または変化していくケースが増えている。しかし、支援側である区や相談窓口が縦割りであるため、「たらい回し」や「とりこぼし」などの不十分な支援になっている。 →区の福祉部門の組織再編が必要。例えば、世田谷のように各地域に支所を設置し、支所内に各福祉部門を配置し、本庁は企画・管理・調整に特化する。 →相談窓口の再編が必要。長寿サポートセンターや子ども家庭支援センターなど分野ごとの窓口ではない、総合的な福祉相談の窓口（センター）を地域ごとに設置する。
44	区で把握することが難しい、地域の中で困り事を抱えている人やトラブル（ごみ屋敷など）について迅速に把握するため、地域住民を主体とした身近な相談窓口を設置し、適切な相談先につなげる役割を担ってもらう	2. 声なき声を拾い上げる身近な相談窓口 地域の中で困り事を抱えている人やトラブル（ごみ屋敷など）については、地域の人々がいち早く気付くことができる。当事者が区に相談しないことも多くみられる。 →地域の人々が主体となった身近な相談窓口を常時または定期的で開催し、相談に応じたり情報収集を行ったり、区や相談センターにつなげる役割を果たしてもらう。この窓口は、地域のシンボルである学校や地区集会所を使い、民生委員だけでは到底対応することができないため、地域の中にいる「お節さん」や「情報通」など沢山の人手に任せてもらうとともに、専門的な相談に応じられるよう地域福祉コーディネーター（社協）にも入ってもらう。
45	個人情報の取扱いについて大きな制約があり、区からの情報提供や共有ができないため、条例を制定し支援をしやすい仕組みを構築	3. 個人情報を共有する仕組みづくり 区や区以外の関係機関で迅速かつ的確に困り事を抱える人を支援するためには、ICTを活用して情報を共有する必要がある。また、2の地域の人々に相談に乗ってもらうためには、個人情報を知っていなければならないが、現状、区から提供や共有ができない。 →命や健康を守るために必要な個人情報の提供であり、区が主体となり、福祉用途の個人情報の提供・共有はOKという条例を制定し、仕組みを作る。
46	（課題）介護者の高齢化（親なき後（8050問題）） （方向性）入所施設やグループホーム等の居住支援の充実	1（課題）介護者の高齢化（親なき後（8050問題）） （方向性）入所施設やグループホーム等の居住支援の充実
47	（課題）相談支援事業の充実 （方向性）量と質の確保（相談支援専門員の増、基幹相談支援センター設置）	2（課題）相談支援事業の充実 （方向性）量と質の確保（相談支援専門員の増、基幹相談支援センター設置）
48	（課題）地域で支える仕組みづくり （方向性）地域資源の連携強化（連絡会等）、基幹相談支援センターの設置、短期入所施設の増	3（課題）地域で支える仕組みづくり （方向性）地域資源の連携強化（連絡会等）、基幹相談支援センターの設置、短期入所施設の増
49	（課題）発達障害のある方への支援 （方向性）児童発達支援事業所の増、大人の発達障害への支援への対応（就労支援センターの充実）	4（課題）発達障害のある方への支援 （方向性）児童発達支援事業所の増、大人の発達障害への支援への対応（就労支援センターの充実）
		5（課題）地域共生社会に向けた取組み（障害理解の促進） （方向性）一般区民向けの研修等の開催（障害って何？）、障害者差別解消法の周知、手話言語の普及及び障害者の意思疎通の促進に関する条例の周知啓発

50	<p>(課題) 地域共生社会に向けた取組み (障害理解の促進) (方向性) 一般区民向けの研修等の開催 (障害って何?)、障害者差別解消法の周知、手話言語の普及及び障害者の意思疎通の促進に関する条例の周知啓発</p>	
51	<p>不足する相談支援専門員のセルフプラン作成効率化のためICT技術等を活用</p>	<p>1 障害者の人口が増加傾向にあり、障害福祉サービス利用者数が増加しているが、相談支援専門員が不足しており、セルフプランの利用者が多い。相談支援専門員の数を増やすことが必要だが、相談支援専門員となるためには福祉サービスに従事した経験が必要であり、なかなか難しい。1人の相談支援専門員が効率よく多くの利用者 (35名まで) のプランが作成できるよう、ICTの活用を促進させること等が有効と思われる。</p>
52	<p>障害福祉サービス事業者 (小規模事業者では加算がとれない) の人員確保ため補助を創設</p>	<p>2 障害福祉サービス利用者が増加しており、障害福祉サービス事業者も増加しているが、利用者のニーズに追いつかない状況である。障害福祉サービス事業者の従業員が増えない要因として、賃金の低さも考えられる。報酬改定により様々な加算が創設され、障害福祉サービス事業者の報酬は増加しているが、小規模の事業者では加算が取れない状況にある。事業者が従業員を増やす取り組みに対して、何らかの補助の創設が必要かと思われる。</p>
53	<p>障害福祉サービス事業者の質の確保のため、区の指導検査体制の強化が必要</p>	<p>3 障害福祉サービス事業者が増加し、福祉事業経験のない他業種から障害福祉サービスへの参入による質の維持、確保が課題となっている。そのため、指導検査体制の強化が必要となる (適正な事業運営及び自立支援給付の適正化のための指導)。</p>
54	<p>第三者評価推進事業において、評価の受審義務がないサービス (児童通所) は受審事業者が少ない</p>	<p>4 第三者評価受審の伸び悩み (児童通所)。評価の受審が義務付けされていないサービスについては、受審をする事業者が少ない。</p>
55	<p>医療的ケアを必要とする障害者 (児) が増加しており、必要な研修等を受講した相談支援専門員が少ない</p>	<p>5 医療的ケアに必要な障害者 (児) が増加しており、支援員の専門性が必要となっている (医療的ケアについての専門知識や、福祉サービスに限らず医療サービスの知識も必要であり、家族のニーズを汲み取る相談スキルも必要)。コーディネーターとして期待される、医療的ケア児等コーディネーター研修等を受講済みの相談支援専門員が少ない (江東区では3名※行政関係者を入れると4名)。</p>
56	<p>障害者の重度化や障害者とその介護者の高齢化への対応が必要</p>	<p>6 障害者の重度化、障害者とその介護者の高齢化。</p>
57	<p>障害者の高齢化による、障害福祉サービスから介護保険サービスへの移行</p>	<p>7 障害者の高齢化による、障害福祉サービスから介護保険サービスへの移行。</p>
58	<p>包括的な相談・支援体制「(仮称) リンク・こうとう」の構築</p>	<p>【東京都地域福祉支援計画】から抜粋して、江東区の福祉行政が抱える課題について以下に記述する。</p> <p>(1) 包括的な相談・支援体制の構築「(仮称) リンク・こうとう」 障害福祉サービス事業や教育機関、子育て支援などが縦割りのサービス提供になってしまうのはサービスの対象が年齢や特性によって異なるためである。 例えば、地域包括支援センターや子ども家庭支援センター等の事業者の職員に出向してもらい、「(仮称) リンク・こうとう」という包括的な相談支援ができる機関や相談窓口を設置することで、相談できないあるいはどうやって相談すればよいか分からない区民の最初の窓口として対応できると考える。</p>
59	<p>権利擁護の推進と安心した地域生活をするための支援</p>	<p>(2) 権利擁護の推進と安心した地域生活をするための支援 権利擁護制度については平成28年度に権利擁護制度利用促進法が施行されたため、江東区においても区民により身近になるように普及啓発や区長申し立て制度だけでなく、成年後見制度を利用している区民に対して、安心した地域生活をするための支援をする必要があると考える。例えば、住宅確保要配慮者への支援や生活困窮者への支援を必要に応じて区民に普及啓発や理解促進していくことが重要であるとする。</p>
60	<p>都の補助事業 (資格取得助成、育児・介護休業への配慮、宿舍借上げ補助等) を活用した、福祉人材の確保・育成・定着による福祉サービスの質の向上</p>	<p>(3) 福祉人材の確保・育成・定着からの福祉サービスの質の向上 福祉サービスの質を向上させるためには、福祉人材の確保・育成・定着をする必要があると考える。他自治体では福祉人材を確保するために、家賃助成をしている。江東区においても福祉人材に対してある程度の支援をすることが望ましいと考える。 そして、江東区の福祉サービスのために継続的に従事し、質を向上させるために、江東区で就労することのメリットを検討する必要があると考える。 例えば、資格取得への助成、育児や介護休業への配慮や助成、宿舍借上げ補助等の東京都が実施している補助事業等を積極的に活用することが望ましいと考える。</p>

61	障害者でも相談できる福祉の総合相談窓口が地域にあることが望ましい	【支援調整係】 1 高齢者、障害者、子どもに関する福祉は、複数の関係機関の連携が必要なケースもあり、高齢者で本人や家族が障害者である場合や高齢の親が障害のある子の面倒を見ている場合など、高齢者だけではなく、障害者への支援が必要なケースもある。 しかし、障害者には地域に長寿サポートセンターのような相談機能がないことから、江東区ではこの場所にいけば相談に乗ってもらえるという福祉の総合相談窓口が地域にあるのが望ましい。
62	虐待対応は、共通したノウハウも必要であり、対象者ごとではなく全てに対応する部署があることが望ましい	2 虐待対応も子ども、高齢者、障害者と各課が対応しているが、ノウハウも必要なことから、全てに対応する部署があることが望ましい。
63	居宅サービス事業所は介護と障害両方の指定を受けていることが少なくないことから、東京都指導監査部のように指導監査に特化した部署があることが望ましい	3 指導検査は介護保険の事業所は福祉課、障害サービス事業所は障害者施策課が対応しているが、居宅サービスを行う事業は介護と障害、両方の指定を受けている事業所が少なくない。原則、検査対応は介護も障害も変わらないことから、東京都の指導監査部のように指導監査に特化した部署があることが望ましい。
64	福祉避難所について、災害時の避難所生活が長期化することも想定し、着替え、授乳の配慮、高齢者や障害者のおむつ替え時の配慮等、災害弱者が安心できる避難所運営が必要	4 災害時には、高齢者、障害者、妊婦や子どもなどが利用できる福祉避難所が必要となる。災害発生直後は場所、物資、人員配置等を考慮すれば対応はできると思うが、避難所生活が長期化することを想定し、着替え、授乳の配慮、障害者や高齢者のおむつ替え時の配慮など、災害弱者が安心できる避難所運営の検討が必要である。
65	高齢者や障害者の人権に関する理解が不十分な状況もあることから計画に盛り込むべき	5 高齢者や障害者の人権に関する理解が不十分な状況も見られることから、人権に関する内容を計画に盛り込むべきではないかと思う。
66	庁舎のバリアフリー化が不十分。障害福祉部が本庁でなく防災センターにあり渡り廊下を渡るのに苦労されている方も多い	【身体障害相談係】 6 ハード面として、バリアフリーが整っておらず、トイレもオストメイトや車椅子対応が不十分である。障害者支援課が本庁でなく防災センターに入っており、渡り廊下を渡るのに苦労されている方も多い。
67	計画相談員や居宅介護事業所が不足している等の理由により十分なサービス利用ができていない利用者が存在	【在宅生活相談係】 7 障害福祉サービスを相談する際の中核となる計画相談員や居宅介護事業者が不足しているなど、障害福祉サービスの基盤が十分ではなく、十分なサービスを利用できていない利用者が存在している。
68	障害児を対象とした通所施設について、肢体不自由児や高校生を受け入れることができる施設が不足	8 障害児を対象とした通所施設について、肢体不自由児や高校生を受け入れることができる施設が不足している。 9 医療的ケアが必要な障害児者が利用できる放課後等デイサービスや短期入所施設などが少なく、医療的ケアが必要な在宅生活者が増加している中で、サービスの提供資源が不足している。
69	医療的ケアが必要な在宅生活者が増加する中、放課後等デイサービスや短期入所施設等が不足	10 発達に遅れのある子や障害を持った子、医療的ケアのある子を出産したことで、子どもの預け先がない、小学校に進学しても付き添いを求められ働けない、などの理由により仕事を辞め、自身で子どもを看る親もいる。そういった家庭のニーズを捉え、どういった施設やサービスがあれば良いのかを検討していく必要があると思う。
70	発達に遅れがある子の看護等で親が難職せざるを得ないケースにおいて、家庭のニーズを把握し必要な施設やサービスを検討することが必要	11 発達障害者の相談機関や医療機関が不十分であり、医療機関からの障害特性に応じたアセスメントや、家庭、保育所、教育現場への配慮事項、トレーニング方法の伝達等の医療機関との連携が得られないことが、障害者の自立支援にとってマイナスになっている。 12 障害のある人の重度化、高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能を整備し、障害のある人の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築が必要である。
71	発達障害者を取り巻く環境（相談機関、医療機関、家庭、保育所、学校等）において必要な連携が図られていないことが障害者の自立支援にマイナスになっている	13 区に相談する方は、基本的に家族や自分で相談できる方が支援に繋がっており、相談に繋がらない方は民生委員や地域の方々や支援に繋いでいくことが多いと思うが、区と民生委員や地域住民との繋がりがあまり無い為、必要な支援に繋がっていない方が多いと感じている。 14 区が、地域福祉の中心である社会福祉協議会とより協力することで、よりよい福祉の提供が出来るのではないかと感じる。
72	障害のある人の重度化・高齢化や「親なき後」を見据え、居住支援のための機能を整備し、障害のある人の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築が必要	
73	区と民生委員や地域住民のつながりが不十分なため必要な支援につながっていない方が多い	
74	区が社会福祉協議会とより一層協力することで、よりよい福祉の提供が可能となり、また福祉人材の確保にもつながる	
75	高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に向け、各部の連携体制や役割分担の検討及びその内容について地域福祉計画への記載が必要	○高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施 ・国は高齢者の医療の確保に関する法律等が改正され、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を推進している。 ・本事業では、後期高齢者の健診データやレセプト情報等の分析により、地域における課題を抽出し、計画的で効果的な保健事業や介護予防事業を実施することが求められている。 ・事業の実施に当たっては、後期高齢者の健診データやレセプト情報を所管している生活支援部、介護予防事業を所管している福祉部、区の健康施策を所管している健康部の連携が必要であり、今後役割分担等を検討していく必要がある。 ・本事業については、令和6年度までに実施することが求められており、地域福祉計画に区の課題や実施体制等について記載する必要があると考える。
76	所管課ごとに個別対応している生活困窮者の課題の全体像を把握し、よりの確な支援につなげるため、生活困窮者等の相談を一元的に受け所管課との調整を行う新たな組織の検討が必要	○生活困窮者等の相談窓口の一元化 ・現状、生活困窮者等が生活上で困ったとき（税や保険料の支払い、介護、就労支援など）には、各所管窓口で個別に相談しており、相談を受けた所管についても、その担当する業務にかかる相談をしており、生活困窮者等の全体像を把握できず、根本的な解決がなされず、問題が繰り返されることが多い。 ・生活困窮者等が抱える課題の全体像が把握し、よりの確な支援につなげていくためには、生活困窮者等の相談を一元的に受け、全体の課題を把握したうえで、所管かとの調整を行う新たな組織の構築を検討する必要があると考える。

77	行旅死亡人等の遺留金の取扱いについて国等による早急なルール作りが必要	(庶務係) 1 行旅死亡人等の遺留金について、相続人等引き取る者のないもので、相続財産管理人の申し立てをする費用にも満たないものの取扱いについては現在定めがなく、区で保管している状況である。遺留金という私有財産の処分にあたっては法律等による規定が必要であるため区での対応は困難である。国等による早急なルール作りが必要である。行旅死亡人等で引き取り手が存在する場合でも、高齢で認知症等により引き取りの意思が確認できず、事務処理が困難となるケースがある。
78	福祉系サービス利用がある住宅確保要配慮者に対し、対象者の生活状況等を理解している福祉系事業者が日常的な支援の延長として居住支援を行える体制の検討	(相談係) 2 住宅確保要配慮者に対する居住支援について 生活保護の相談業務や被保護者への指導援助の場面において、様々な理由(①老化や建て替えによる立ち退き、②心身機能の低下による住宅とのミスマッチ、③家賃滞納など経済的困窮、④近隣とのトラブルなど社会関係上の問題、⑤病院や施設からの地域移行など)により、居住継続が困難になる世帯が多くある。そのほとんどが住宅確保要配慮者といわれる「高齢者、障害者、低額所得者、母子家庭を含む子どもを育成する家庭その他住宅の確保に配慮を要する者」である。住宅確保要配慮者はそれぞれが抱える課題解決のために、福祉系事業者(介護や生活支援等)の支援を受けている可能性が高い。対象者の生活状況等を理解している福祉系事業者が日常的な支援の延長線上として、居住支援を行える体制が望ましい。ただし、福祉系事業者には、不動産の知識や契約手続きのサポートの経験など居住支援に関する経験の絶対量が不足している。当初は、住宅確保要配慮者にふさわしい住宅情報(所在地、家賃、間取りなど)を当該事業者が直接、検索することができるデータベースがあると良いと思う。
79	非常に多岐にわたる生活困窮者の日常生活相談・支援について、各部や各事業者が職員を出し合いワンストップで対応する体制の検討	3 被保護者および生活困窮者の日常生活の支援について 被保護者を含む生活困窮者のうち、食事や洗濯等の家事、服薬や通院等の健康管理、日常の金銭管理、人とのコミュニケーション等、日常生活を送る上での課題を有する者が多く存在する。現在は、生活困窮者、被保護者、高齢者、障害者(身体、知的、精神)、母子世帯を含む子育て世帯と、対象者別に日常支援する事業者が分かれている。また、金銭管理などこの事業者や関係部署でも取り扱えないもの、コミュニケーション支援など対象者を問わず対応が困難なものなど、原因は違っても支援する内容は同じようなものが多い。福祉六法を扱っていた大型福祉事務所のように、各事業者が職員を出し合い、よろず相談所のような施設を作り、ワンストップで日常生活の相談に対応する。
80	介護認定結果通知発送の遅れにより被保険者に対する適切な措置が遅れ新たな問題が生じるケースがあるため、認定調査員の確保が必要	(保護第一係) 4 要介護申請が多い時期において、認定結果通知が発送されるまでの期間に相当日数かかる点について課題がある。認定結果通知発送が遅れることにより、被保険者の生活状況に対する適切な措置が遅れ、新たな問題が発生する恐れが増す。申請から認定結果が出るまでの期間を短縮するには、認定結果を出す上で必須となる認定調査を行う人員の増加が急務である。区及び、社会福祉協議会の認定調査員の増員に加えて、認定調査を委託している民間の介護事業所に務める職員の増員が不可欠である。職員増員のためには、区及び社会福祉協議会の調査員を新規採用するための予算の確保、民間事業所に対する認定調査業務委託費用の増額などが考えられる。
81	生活保護受給者等に対する就労支援活動の充実	(保護第四係) 5 生活保護受給者等に対する就労支援活動の充実
82	社会的孤立防止のため、生活保護受給者を含む単身高齢者等に対し地域住民との交流を増やす取組が必要	生活保護受給者等の就労支援は、就労支援準備事業や就労訓練事業、就職サポートコーナーの設置等を実施。就労に結び付き一定の成果は出ている。【令和元年度生活保護受給者等の就職決定率45.1%】。生活保護受給者の就職決定率は低調である。生活保護受給者に対し、より一層就労意欲を喚起させるような取り組みを行っていく必要がある。 6 単身高齢者の地域への参加活動の促進 地域社会との関係性が希薄な単身高齢者の場合、自宅で亡くなっていても発見が遅れ、孤独死となってしまう確率が高い。社会的孤立を防止するため、他部署で見守り事業や民生委員活動等を実施。生活保護受給者に対し、より一層地域住民との交流を増やす取り組みを行っていく必要がある。
83	複雑な課題を抱える生活保護受給者の状況に応じた包括的な相談支援体制を確立するため、定期的な関係者会議の開催等、一層の関係機関の連携強化が必要	7 関係機関とのネットワークの強化 生活保護世帯は、医療、介護、生活支援等において複合的な課題を抱えている。医療機関、長寿サポートセンター、区の関係部署等の定期的な関係者会議を実施。縦割りの体制ではなく、生活保護受給者の状況に応じた包括的な相談支援体制を確立するため、より一層関係機関との連携強化を進めていく必要がある。 8 総合的な相談・支援体制を担う人材の育成
84	ケースワーカーの能力向上について、職員間の教育体制構築や研修の充実等により、福祉サービス全般に関する知識習得や生活保護受給者に対する総合的な支援が行える人材を育てることが必要	ケースワーカーの能力の向上のため、職員間の教育体制や定期的な研修を実施。福祉サービス全般に関する知識の習得や生活保護受給者に対し、様々な社会資源を活用した総合的な支援が行える人材を育てる必要がある。 (事業調整担当) 9 中国残留邦人等の高齢化への対応
85	中国残留邦人等の高齢化へのきめ細かな対応が必要	支援給付受給者の平均年齢は75歳を超え高齢化が進んでおり、介護サービスの利用が増える中で、長年中国等で暮らしてきたことによる生活習慣の違いや言葉の問題で、自身の要望を伝えられない、会話ができず孤独感を感じる等、介護サービスの利用に不安のある中国残留邦人等が多くなっている。また、中国の風習として子どもが親の老後の面倒を見るという考えが根強く、介護サービスを利用しないケースもある。中国語の対応が可能なケアマネや自立支援通訳や支援・相談員を活用し関係機関との連携を図っているところではあるが、より一層のきめ細かい対応が必要である。 10 中国残留邦人等の2世に対する就労支援及び自立支援
86	中国残留邦人等の2世、3世は中国残留邦人等支援給付の対象外であり実態把握ができないため、ケースワーカーや関係機関等の連携による実態把握及び就労支援事業の周知が必要	中国残留邦人等の2世、3世の就労については、日本語が不自由であったり、日本の社会・雇用慣行に不慣れであること等により安定就労による経済的な自立の実現が困難な状況がみられる。セーフティネット支援対策等事業費補助金の中国残留邦人等地域生活支援事業を活用した就労支援事業の取組として就労相談や日本語教室などがある。しかしながら、2世、3世は中国残留邦人等支援給付の対象外であるため実態が把握できない状況である。 今後は、ケースワーカーや自立支援担当及び関係機関と連携し2世、3世の実態を把握し就労支援事業の周知を図る必要がある。

87	核家族化や地域の繋がりが希薄になったことにより、孤立感や不安感を抱えた状態で孤 育てをする保護者が増加しており、子ども家庭支援センター等を活用し孤立感や不安感の解 消を図る	【保護者の孤立感や子育てへの不安の解消】 ・現状（課題） 核家族化や地域の繋がりが希薄になったことにより、孤立感や不安感を抱えた状態で孤育てをする保護者の増加 ・対応
88	同時に2人以上の育児をすることは身体的・精神的な負担が大きく、また同じような状況の 仲間がいないため孤立しやすい傾向にあることから、子ども家庭支援センターにおいて多胎 児の親を対象とした相談・イベント等を実施し仲間づくりを支援	① 子ども家庭支援センターにおける相談機能の強化 （臨床心理士等による専門相談の充実や関係機関と連携した対応） ② 子ども家庭支援センターにおける見守り支援機能強化 定期的な訪問活動等による見守りを行うことで、保護者の不安感を解消するとともに虐待の防止を図る。 ③ 子ども家庭支援センターをより身近な存在に 子ども家庭支援センターの未整備地区であった、亀戸及び住吉に令和4年度に子ども家庭支援センターを新規開設。住吉は、こどもとしょかんを合築した児童向け複合施設とし て整備。 ④ 子ども家庭支援センターや児童館の認知度の向上 子ども家庭支援センターや児童館における子育てひろばのさらなる充実に向け、出張ひろばの開催などアウトリーチ活動を通じた認知向上のための取り組みを行う。
89	こども食堂の空白地区や活動休止団体があり、また新型コロナウイルス感染症の影響により 食堂活動ができない	
90	増加する児童虐待をなくすためには、保護者だけでなく社会全体で虐待について正しい理解 をもつことが必要	【多胎児の親への対応】 ・現状（課題） 同時に2人以上の育児をすることに伴う身体的・精神的な負担が多い。また、同じような状況で子育てをする仲間がいないため孤立しやすい。 ・対応 子ども家庭支援センターにおいて、多胎児の親を対象とした相談や講座、イベントを実施し、多胎児の親の孤立防止や仲間づくりを支援する。
91	保護者の養育力が低く児童虐待に至るケースもあり、養育支援等による保護者の養育力向上 が必要	【地域ぐるみの子育て支援の充実】 ・現状(課題) こどもの孤食を解消する動きとして、区内でも複数のこども食堂が活動を行っているが、空白地区があり、また活動を休止する団体もある。また、今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により通常の食堂活動ができていない。 【社会情勢】 ・核家族化や地域コミュニティの希薄化により地域社会において孤立感を抱く家庭が増え、児童虐待相談対応件数が増加している。 ・児童虐待をなくすためには、保護者だけでなく社会全体で虐待について正しい理解が必要である。「ある程度の体罰ならやむを得ない」と考える区民も一定数いることから、しつ けと体罰の違いについて正しく理解するための周知活動が必要である。
92	児童虐待の予防や早期発見には行政だけでは限界があり、子育て家庭に対する地域での見守 り等、地域の人々の協力が必要	
93	子育て家庭が公共の場で行動しづらさを感じることも多く、子育て家庭に対する寛容な社会 が求められている	
94	「要保護児童対策地域協議会」を設置しているが、狭間に落ちないためにより関係機関同士 の連携が必要	【保護者の養育力】 ・保護者の養育力が低く児童虐待に至ることがあるため、養育支援等による支援をしながら保護者の養育力向上を図る必要がある。 【社会全体での見守り】 ・児童虐待の予防や早期発見には、子育て家庭に対する地域での見守りが有効であるが、行政だけでは限界があり地域の人々の協力が必要である。 ・子育て家庭が公共の場で行動のしづらさを感じることも多く、子育て家庭に対する寛容な社会が求められている。 ・多機関での連携・協力による児童の地域擁護のために「要保護児童対策地域協議会」を設置しているが、狭間に落ちないためにより関係機関同士の連携が必要である。 ・公助のみが重視されるのは、子育て家庭と行政の関係性だけが問われかねず、ますます地域コミュニティの希薄化を助長することとなり、社会全体の問題として捉えることを削ぐ ことになる。そのため、自助・共助・公助のバランスが重要である。
95	公助のみが重視されることは地域コミュニティの希薄化を助長することになるため、自助・ 共助・公助のバランスをとり、社会全体の問題として捉えることが重要	
96	児童虐待は早期発見、早期対応が重要であるため、通告先の周知や相談体制の整備が必要	【相談窓口】 ・児童虐待は深刻な状態になる前の早期発見、早期対応が重要であるため、発見した際の通告先の周知や、子育てに不安や悩みを抱えた段階で身近に相談できる環境の整備が必要で ある。
97	「要保護児童対策地域協議会」の各関係機関とも人事異動でノウハウの蓄積が難しいため、 常に研修などを実施しスキルを維持・アップすることが必要	【人材確保・人材育成】 ・「要保護児童対策地域協議会」の各関係機関とも人事異動でノウハウの蓄積が難しいため、常に研修などを実施しスキルを維持・アップする必要がある。 ・児童相談対応を担う児童福祉司や児童心理司等（同等のスキルを持つ職員も含む）の専門職が不足し人材確保・育成が困難である。

98	児童相談対応を担う児童福祉司や児童心理司等（同等のスキルを持つ職員も含む）の専門職が不足し人材確保・育成が困難	<ul style="list-style-type: none"> 児童相談対応で一人前になるためには5～10年の経験が必要とも言われている。ももとの人材不足に加え、行政の人事異動も加わりノウハウの蓄積が難しい状況である。 区内で養成されているボランティアは様々であり、養成機関も社会福祉協議会やボランティアセンター、子ども家庭支援センター等バラバラであり、非効率だと考える。ボランティアの養成の体系を統一することで、担い手の発掘や同一人物が複数の事業の担い手となるなど、共通化が可能になると思われる。 関係機関向けに「要保護児童対策地域協議会」の研修は実施しているが、それ以外の職員も多くの区民と接するため、児童虐待や体罰に関する正しい認識を持つ必要があると考え
99	児童相談対応で一人前になるためには5～10年の経験が必要とも言われており、ももとの人材不足に加え、行政の人事異動も加わりノウハウの蓄積が難しい状況	<ul style="list-style-type: none"> 対応 <ul style="list-style-type: none"> こども食堂運営事業者に新規立ち上げに要する費用の一部を補助。また、令和2年度はこども食堂が調達・用意した弁当の配布・配達に要する費用も補助対象とする。 また、こども食堂と地域とのネットワーク作りのため社会福祉協議会の役割も改めて確認していきたい。
100	区内のボランティアは、社協やボランティアセンター、子ども家庭支援センター等様々な機関が養成をしており非効率。養成体系を統一することで、担い手の発掘や同一人物が複数の事業の担い手となるなど、共通化が可能に	<p>【地域における人材育成】</p> <ul style="list-style-type: none"> 課題 <ul style="list-style-type: none"> 子ども家庭支援センターにおける子育てひろばや、リフレッシュひととき保育においてボランティアを活用しているが、確保が困難である。また、ファミリーサポート事業におけるボランティア(協力会員)数も横ばいとなっている。
101	関係機関向けに「要保護児童対策地域協議会」の研修は実施しているが、それ以外の職員も多くの区民と接するため、児童虐待や体罰に関する正しい認識を持つことが必要	<ul style="list-style-type: none"> 対応 <ul style="list-style-type: none"> 子ども家庭支援センターにおけるボランティア育成講座の充実等を図るとともに、社会福祉協議会によるボランティアの育成の取り組みを改めて確認していきたい。
102	子育てひろばやリフレッシュひととき保育のボランティア確保が困難、ファミリーサポート事業のボランティア（協力会員）数も横ばいとなっていることから、子家センの育成講座充実や社協の養成の取組を確認	<p>【支援事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> 要支援、要保護児童とその家庭に対する支援事業の充実が必要である。 こどもショートステイ事業の協力家庭員や児童家庭支援士訪問事業の児童家庭支援士はボランティアであるが、需要に対して担い手が不足し、急増も難しい。 こどもショートステイ事業において、預かる家庭の状況によって協力家庭員では対応が難しいケースもあり、一般的にそのようなケースの担い手となると言われる児童養護施設等の施設は本区には無く、担う法人も不足している。
103	こどもショートステイ事業の協力家庭員や児童家庭支援士訪問事業の児童家庭支援士はボランティアであるが、需要を満たす担い手の早急な確保は困難	<ul style="list-style-type: none"> 核家族化の進展や在宅保育の子育て家庭への支援が求められる中、今後とも一時的な保育の需要が高まると考えられる。現在もリフレッシュひととき保育や保育園での非定型一時保育などを行っているが、量的な拡大が難しい。リフレッシュひととき保育の担い手も増加しているものの、急激な増加は難しい状況である。施設保育については、通常保育から一時保育への取り組みといった変化も求められてくるのではないかと考えられる。
104	要支援、要保護児童とその家庭に対する支援事業の充実が必要	<p>【組織体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童相談体制強化のために、地域の子ども家庭支援センターの機能強化を図るとともに、子ども家庭総合支援拠点（区子ども家庭支援課と南砂子ども家庭支援センター）と連携強化が必要である。 児童虐待の防止は、妊娠期からの切れ目ない支援が必要であるため、子育て世代包括支援センター（保健所）との連携が必要である。
105	こどもショートステイ事業において、預かる家庭の状況によって協力家庭員では対応が難しいケースもあり、一般的にそのようなケースの担い手となると言われる児童養護施設等の施設は本区には無く、担う法人も不足している	<ul style="list-style-type: none"> 児童相談所の設置については課題が多岐に渡る。児童相談所は虐待の防止ではなく虐待の対応、特に権限を行使して家庭に介入する業務を担う。一方、区は虐待の防止、つまり支援的な業務から、権限行使までを必要としない虐待対応を担っている。現在でも区が果たしている役割は広範で量的にも相当な業務量があるが、区が児童相談所を設置する場合、予防、支援、対応、介入、社会的養護のすべてを区で実施することとなるため、既に区で実施する支援事業の拡充も含め、地域における支援の多様化、量的増加、質的向上が更に求められることになる。
106	今後とも一時保育の需要が高まると考えられるが、リフレッシュひととき保育や非定型一時保育のニーズに応じた量的拡大は困難。施設保育については、通常保育から一時保育への取り組みの変化が求められてくるのではないか	<ul style="list-style-type: none"> 区の業務にはない児童相談所の主な業務について例示すると、その一つに社会的養護が挙げられる。社会的養護とは保護者のない児童や保護者に監護させることが適当でない児童を公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うことを指す。国の方向性では施設養護（乳児院や児童養護施設での養育のこと）から家庭的養護（里親を主軸とした養育と解することができる）への転換を打ち出しているが、家庭的養護だけでは養育が困難なケースもあり対応が不十分となる。施設は、そのような困難を抱えた児童の養護を担うことに加えて、今後、ショートステイ事業や一時保護委託、専門相談、フォスタリング機関（里親一連業務を担う機関）などの機能を付加し、地域の社会的養育を支える専門的な拠点となることが期待されている。
107	児童相談体制強化のため、地域の子ども家庭支援センターの機能強化を図るとともに、子ども家庭総合支援拠点（区子ども家庭支援課と南砂子ども家庭支援センター）と連携強化が必要	<ul style="list-style-type: none"> また、児童相談所業務では児童を措置した自治体の責任として、自立支援も強化しなくてはならない。要支援・要保護児童は生活基盤が脆弱であることが多く、18歳を超えても社会で自立の生活を獲得することは容易ではない。児童が自立できるよう自立援助ホームなども地域生活の支援策の一つとして有効な居住型資源となる。
108	児童虐待の防止は、妊娠期からの切れ目ない支援が必要であるため、子育て世代包括支援センター（保健所）との連携が必要	<ul style="list-style-type: none"> しかし、現在、本区には乳児院や児童養護施設、自立援助ホームなどの施設が無く、これらの社会資源の不足も課題として挙げられる。 なお、これらの取り組みには当然に各業務を担うことのできる専門的なスキルを持つ職員や、法人、ボランティアが必要となるが、慢性的な人材難の問題も課題となる。 その他、児童相談所の開設には一時保護所の設置が必須となるが、区民・近隣住民の児童相談所業務に対する正しい理解と、こどもは社会で育てていくという社会認識も必要である。
109	児童相談所設置にあたっては、予防、支援、対応、介入、社会的養護のすべてを区で実施することになるため、区の既存事業の拡充も含め、地域における支援の多様化や、量的増加・質的向上が更に求められ、課題が多岐に渡る	

110	保育園のIT化により登退園の自動管理、連絡帳アプリ導入等、保護者の利便性向上や職員業務軽減を図る	1 保育園においてIT化を進め、登退園の自動管理、連絡帳アプリ導入等、保護者の利便性向上や職員業務の軽減を図りたい。
111	障害児支援に関しては、小学校との連携、施設との交流が必要	2 障害児支援に関しては、小学校との連携、施設との交流が必要と考える。
112	在宅子育て支援の工夫と連携強化で虐待予備軍の発見や虐待防止につなげる	3 在宅子育て支援の工夫と連携強化で虐待予備軍の発見や虐待防止につなげられれば。
113	在宅子育て支援として、子ども家庭支援センター以外に、相談や保護者同士の交流、情報交換等が図れる場を拡充	4 在宅子育て支援として、子ども家庭支援センター以外に、相談や保護者同士の交流、情報交換等が図れる場の拡充を。
114	保育所等に通っていない子の児童虐待把握のため、地域の連携強化、保護者の孤立を防ぐ取組の強化が必要	5 児童虐待の把握として、保育所等に通っていない子の見逃しを防ぐ、地域の連携の強化、保護者を孤立させない取り組みの強化を。
115	子育てに不安を抱え、その不安を解消できずに過ごす方も多い	6 子育てに不安を抱え、その不安を解消できずに過ごす方も多くいる。
116	子育てひろば事業や子育てサービスの認知度を上げるため、SNSを活用する党、様々な世代が参加できるような取り組みが必要	7 子育てひろば事業や子育てサービスの認知度は決して高いとは言えない。認知度を上げるためにその活動をSNSやホームページに載せる等、様々な世代も参加できるような取り組みを。
117	父子家庭は経済的に問題なくとも、育児面、衛生面、栄養面等に課題があるケースがあり、そのような家庭への支援も必要	8 母子家庭に対しての支援は多くみられるが、経済的に自立しているが生活力に疑問に感じているのが父子家庭である。今まで何組かの父子家庭を見ていると、育児面、衛生面や栄養面等が気にかかる。そのような家庭への援助が必要なのではないか。
118	保育園は保育だけでなく、保護者の悩みに耳を傾け、必要に応じ適切な機関につなぐ役目が必要になってきている	9 保育園は保育だけではなく、家庭環境等による保護者の悩みに耳を傾け、切実な思いを感じ取り、必要な方については他機関につなぐ役目が必要になってきている。
119	保健所と連携し、健診時に保育士を派遣し関わることで虐待や支援の必要な子の発見、子育て相談等で支援につなげる	10 保健所と連携し、健診の時に保育士を派遣し関わることで、虐待や支援の必要な子の発見、子育て相談等で支援につなげる。
120	親子共に障害をもっている家庭の児童の保育をしている。親子共々関係機関のサポートを受けているが、関係機関相互の連携が薄く、園児の状況は把握できても、親の状況の情報が不足し、適切な対応が難しい時がある	11 親子共に障害をもっている家庭の児童の保育をしている。親子共々関係機関のサポートを受けているが、関係機関相互の連携が薄く、園児の状況は把握できても、親の状況の情報不足、適切な対応が難しいときがある。
121	子ども自身が学校以外で相談できる相手・場所の拡充	12 子ども自身が学校以外でも相談できる相手・場所の拡大できれば。
122	医療的ケアが必要な子の受入を可能にする仕組みが必要	13 医療ケア児の受け入れを可能にする取り組みを。
123	保育園児や高齢者の運動機能向上のため、体を動かせるスペースを無償で簡易に利用したい	14 保育園児や高齢者の運動機能向上のために、体を十分に動かせるスペースや、イベント開催において、無償で日程調整が容易にできる施設を利用したい。
124	高齢者がボランティアとして定期的に保育園を訪問し園児と遊ぶという継続的な関わりができれば、高齢者は生きがいを感じ、また保育園にとっても遊びの幅が広がるのではないか	15 高齢者が、ボランティア（有償であると責任感も発生するのでより良いと思う）として定期的に保育園に来園し、園児と遊ぶという継続的な関わりができれば。保育園も高齢者との関わり方を学んだり、遊びの幅が広がる機会となる。高齢者も子どもと接することで生きがいを感じたり、子どもからエネルギーをもらえるのではないかと。
125	上記について、高齢者だけでなく、身体障害者等についても同様の交流機会を持つことによりインクルーシブ社会へとつながる	16 高齢者だけでなく、身体障害や視力障害・聴覚障害の方たちとも同様な交流ができるとインクルーシブ社会へと繋がっていくと思う。
126	外国籍の家庭の園児の保育にあたり、言葉や文化の違い等の中でコミュニケーションを取り、共に子育てしていくことの難しさを感じている	17 外国籍の家庭の園児の保育にあたり、言葉や文化の違い等の中でコミュニケーションを取り、共に子育てしていくことの難しさを感じている。
127	外国籍の在宅子育て家庭のニーズ把握が必要	18 外国籍の家庭で、在宅で子育てをしている方の、子育て支援のニーズ把握を。
128	外国籍の家庭が新しい生活様式に対応するための環境整備が必要	19 新しい生活様式に対応するための環境整備が必要。
129	都営・区営住宅の入居希望者は、高齢単身者の割合が高くなっているが、単身者向けの住宅が少ないことから入居困難な状況であり、今後も増加が予測される高齢単身者に対する、単身者向け住宅の整備が課題	1 都営、区営住宅の入居を希望する者のうち、高齢単身者の割合が多くなっているが、単身者向けの住宅が少ないことから、高倍率の状況が続き、入居が困難な状況となっている。今後も増加が予測される高齢単身者に対する、単身者向けの住宅の整備が課題となっている。
130	区営シルバーピア入居者の高齢化が進み様々な問題が生じている	2 シルバーピア（高齢者住宅）入居者の高齢化が進み、認知症状のある者、寝たきり状態にある者等が徐々に増えてきている。当該住宅は、入居者の安否確認や緊急時の対応のためワーカーやLSAが配置されているが、自立した生活が可能なが入居できる住宅であり、身体症状の変化により入居者間のトラブルやワーカー業務への影響が生じており、対応に苦慮するとともに福祉との緊密な連携が必要な状況となっている。
131	住宅確保要配慮者が入居できる物件が限られており入居が困難	3 住宅確保要配慮者（低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを養育している者、その他住宅の確保に配慮を要する者）が入居できる物件が公営住宅以外で限られている。民間の賃貸住宅は年齢、所得などの属性を要因に入居を拒まれることがあり、家主の理解を得ることができていない。江東区内の低額家賃の賃貸物件が少ない現状でさらに入居が困難となっている。

132	近所の支えあいが必要であると考えてる人が多い一方で、実際に近所で交流をしている人は少なくなっており、地域の交流やコミュニティづくりの場を創出することが重要	第4次地域福祉活動計画（P17）では、アンケート調査で「近所の同士の積極的な交流がある」と答えた方は全体の18.0%で、近所で助けたり助けられたりすることが「とても必要である」「時には必要である」と答えた方は、全体の98.8%と大半を占めている。 住宅や福祉施設等のオープンスペースや身近な公園・水辺等に花や農作物を育てるガーデンを整備することで、地域の交流やコミュニティづくりの場を創出する。
133	認知症患者数が年々増加。園芸療法により「ADL」「QOL」を維持・向上することで、認知症の予防・改善、障害者の生きがいづくりに寄与	
134	個々の移動手段の要望に対してはタクシー券や割引券の配布、アプリ等の開発を検討してもらいたい	交通対策課では、公共交通に関するご意見、ご要望を受け賜っている。特に高齢の方から、「自宅の近く」から「区役所」や「福祉施設」、「スポーツセンター」などの公共施設への交通手段の充実を要望されることが多々ある。区内の公共交通網は、交通空白地域のあった潮見、辰巳、塩浜にコミュニティバス「しおかぜ」を運行したことで概成したと言え、このような個々のご要望にお応えすることは、公共交通施策として困難である。 個々の移動手段の要望に対しては、タクシー等の個人単位の移動に適した交通手段の利用がふさわしく、高齢者の外出を促すきっかけとなるタクシー券や割引券の配付、アプリ等システムの開発などをご検討いただきたい。
135	ゴミ屋敷問題について相談できる窓口が必要	<ol style="list-style-type: none"> 1 ゴミ屋敷について相談できる窓口を作ってほしい。 2 生活についての不安や困りごとの相談窓口をワンストップ化することで、縦割り行政を解消していく。 3 急速に発展している湾岸エリアにおいて、地域社会のつながり作りに向けて基盤となるものがない。 4 ファミリーサポート利用時のハードルが高い。（年齢制限・利用料等） 5 不登校の子どもたちに対して柔軟に関わる地域人材が少ない。（制度やコーディネーター等） 6 社会福祉協議会の機能を高めるために各エリアに分室的なものが必要である。
136	生活についての不安や困りごとの相談窓口をワンストップ化することで縦割り行政を解消	
137	湾岸エリアにおいて地域社会のつながり作りの基盤となるものがない	
138	ファミリーサポート事業について、年齢制限や利用料等、利用時のハードルが高い	
139	不登校の子どもたちに対し柔軟に関わる地域人材が不足	
140	社会福祉協議会の機能を高めるため各エリアに分室的なものが必要	